

経 営 協 議 会

規則の根拠			任 期	備 考
	職 名	氏 名		
2－(1)	学 長	山 下 一 夫		議長
2－(2)	理 事	大 石 雅 章		
2－(2)	理 事	佐 古 秀 一		
2－(2)	理 事	美 馬 持 仁		
2－(3)	事務局長	尾 前 五 朗	R2.4.1～R4.3.31	
2－(3)	教 授	梅 津 正 美	R2.4.1～R4.3.31	副理事
2－(4)		有 馬 道 久	R2.4.1～R4.3.31	放送大学香川学習センター所長
2－(4)		泉 理 彦	R2.4.1～R4.3.31	鳴門市長
2－(4)		工 藤 智 規	R2.4.1～R4.3.31	元・文部科学省審議官
2－(4)		榊 浩 一	R2.4.1～R4.3.31	徳島県教育委員会教育長
2－(4)		吉 岡 宏 美	R2.4.1～R4.3.31	(株)徳島大正銀行 取締役副会長
2－(4)		吉 村 昇	R2.4.1～R4.3.31	徳島新聞社専務理事（統括）
2－(4)		米 澤 和 美	R2.4.1～R4.3.31	徳島県社会保険労務士会顧問

国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則

（組織）

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 学長が指名する職員 2人
 - (4) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 7人
- （任期）

第3条 前条第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。